

郡農水 第287号の9
令和7年3月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

郡上市長

市町村名 (市町村コード)	郡上市 (212199)
地域名 (地域内農業集落名)	白鳥・白鳥地域 (白鳥、為真、越佐、大島、中津屋、向小駄良)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年 1月31日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

郡上市内では平坦地域に位置し、主食用水稲主体の地域。後継者不足を受けて一部地域（為真、中津屋、大島）では集落営農組織の設立に向けた機運がある。一方、白鳥地区の一部と越佐地区では鳥獣害がある。為真、大島、中津屋地区では老朽化に伴って用排水路、農道の再整備が望まれている。稲作において高温障害や外来種雑草への対応が必要となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

集落営農組織を含む担い手による主食用水稲のほかに、畑作物の作付けを推進し、農地の集約化によって効率的な生産を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地面積	198.87 h a
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地面積	198.87 h a
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地面積【任意記載事項】	h a

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興地域内の農地及び農業を担う者が経営する農地を農業上の利用する農用地等の区域としている。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

担い手を中心とした農地の集積・集約化をすすめ、新規就農者向けの小規模圃場の団地化を図り、農地中間管理機構を通じて集団化をすすめる。

担い手協議会を活用し、市、JA、担い手が情報共有しながら効率的な集積・集約化に努める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、所有者の貸し付け意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

土地改良施設の老朽化対策、効率よく作業や運搬ができる規格の農地・農道の整備に取り組む。

- ・劍用水路の長寿命化計画に基づき、老朽化対策の実施を予定
- ・島会津用水路、津白用水路、越佐用水路の改修事業
- ・小向排水路の改修事業
- ・為真地区、中津屋地区で農道の整備
- ・為真地区、大島地区、中津屋地区で集落道の整備

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

為真、中津屋、大島地区では集落営農組織の設立機運があり、行政の支援を受けて検討をすすめる。一方で、地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成を図る。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

効率化が期待できる農作業（田植、稲刈など）の農援隊への作業委託をすすめる。

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 白鳥地区の一部、越佐地区では獣害対策の要望があり、対策が必要。
- ⑦ 中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金を活用して農地の保全管理に努める。
- ⑩ 白鳥地区ではコミュニティ機能の強化が要望されているため、農環境の維持のための組織整備を推進する。